

山梨県公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 公共事業評価は、公共事業の実施段階に応じて、貢献度、経済効率性、進捗率及び達成度等を評価し、対応方針等を反映することにより、効果的な事業の実施を図るとともに、実施過程の透明性を図ることを目的として実施する

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、森林環境部、農政部及び県土整備部（以下「評価対象事業所管部」という。）が実施主体となる社会資本整備のための事業及び市町村等が実施主体となつて行う社会資本整備に対する市町村等への補助事業とする。

ただし、次の各号に掲げる事業は、評価対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 維持管理等（補修・修繕を含む）を目的とする事業
- (3) 目的、内容等から除外することが適当として別に定める事業

(公共事業評価の種類)

第3条 公共事業評価は、次の各号に掲げる区分により実施する。

(1) 事前評価

事業開始前に事業実施の是非を決定するために行う評価

(2) 再評価

事業開始後一定期間が経過した時点で、事業継続の是非等を決定するために行う評価

(3) 事後評価

総事業費20億円以上の事業について、事業完了後一定期間が経過した時点で、事業の達成度を検証し、再度の事後評価や改善措置の必要性等を決定するために行う評価

(公共事業評価の実施時期)

第4条 公共事業評価は、評価の種類ごとに次の各号に定める時期に実施する。

(1) 事前評価

当該事業にかかる予算を計上しようとする年度の前年度

(2) 再評価

ア 事業開始から一定期間経過した時点で工事未着工の事業 概ね5年間経過した時点

イ 事業開始又は再評価実施から10年間経過した時点で継続中の事業 その経過した日の属する年度。ただし、10年間経過前であっても、全体計画に変更が生じた事業は、随時実施

ウ ダム事業等の実施計画調査 事業開始前の準備・計画段階にあって、調査費が初めて予算化されてから5年間経過した日の属する年度

(3) 事後評価

ア 事業完了後5年間経過した日の属する年度

イ 社会情勢の変化等により事後評価の実施が必要と判断した事業は、速やかに実施

(公共事業評価会議)

第5条 公共事業評価の決定機関として、評価対象事業所管部ごとに公共事業評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

- 2 評価会議は、第4条各号に該当する全ての事業を評価の対象とし、公共事業評価の実施及び対応方針の決定等を行う。
- 3 評価会議の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(評価の実施)

第6条 評価対象事業所管部は、評価会議を開催し、事業所管所属から提出された評価調書に基づき評価を行い、対応方針を決定する。

- 2 評価会議は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）第2条の規定により設置する山梨県公共事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、当該年度に対象となる全ての事業について、決定した対応方針を提出する。
- 3 評価委員会は、評価会議から提出を受けた事業の中から、次項の規定により選定された事業（以下「審議案件」という。）について、審議を行い、知事に意見の具申を行うものとする。
- 4 審議案件は、次の各号に掲げるものから、別に定める事項を考慮して選定するものとする。
なお、審議案件とされなかった事業は、評価委員会への報告案件として扱うものとする。
 - (1) 原則、総事業費20億円以上である事業
 - (2) 評価会議の結果、評価委員会で審議することが適当と判断した事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、評価委員会が審議する必要があると認めた事業
- 5 評価会議は、評価委員会から具申を受けた意見を尊重し、最終的な対応方針を決定する。
- 6 評価委員会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(評価結果等の公表)

第7条 評価対象事業所管部は、別に定めるところにより、評価結果及び対応方針を公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 本要綱の施行に伴い、山梨県公共事業再評価実施要綱、山梨県公共事業事後評価実施要綱、山梨県公共事業評価委員会設置要綱及び公共事業等評価会議設置要綱は廃止する。

附 則

第1条 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 2 条 経過措置として、次の各号に掲げる事業については、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、原則として審議案件とする。

- (1) 再評価に係る事業であって、事前評価時又は再評価時に評価委員会で審議されたもののうち、総事業費が 20 億円未満のもの。
- (2) 事後評価に係る事業であって、事前評価時又は再評価時に評価委員会で審議されたもののうち、総事業費が 10 億円以上のもの。